

が持っている年金手帳を入社時に提出させ、基礎年金番号を確認するとよいでしょう。

2 従業員が退職したとき

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届 (p. 30～31)
- 健康保険被保険者証回収不能・減失届 (p. 32～33)

従業員が退職したときや死亡したとき、役員を退任したとき、従業員の所定労働時間や所定労働日数が減少するなど、健康保険と厚生年金保険を喪失する理由が発生した場合には、年金事務所へ「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届」を提出しなければなりません。

まずは、資格を取得している者が資格喪失をしなければならない理由について、再度確認します。ひとつは、従業員が退職した場合や役員が退任した場合など、その会社（法人）に雇われていた者が会社から報酬をもらわない立場になったときに、資格を喪失します。また、従業員や役員が死亡した場合についても、資格喪失の手続きが必要になります。そして、パートタイマーのようにフルタイムの正規従業員のおおむね4分の3以上の所定労働時間があるために資格を取得した者が、所定労働時間の変更によって4分の3未満となった場合にも、資格喪失することになります。事業所が廃止になった場合にも資格喪失となります。

p. 5の事例で、新規適用とともに資格取得をした安田恵子さんが、平成25年12月31日に退職することとなった場合の手続きについて解説しますので、p. 30～31の見本を見てください。

「①事業所整理番号」は、新規適用の手続きをしたときにふられる番号を記載し、「②被保険者整理番号」は、資格取得の手続きをしたときにふられる番号を記載します。新規適用の手続きや資格取得の手続きが終了すると、年金事務所より確認通知書が郵送されてきます。この通知書は、手続きが終了したことを知らせると同時に、事業所整理番号や被保険者番号など、資格喪失をはじめとする手続きに必要な詳細が掲載されています。郵送されてきたときには捨ててしまわずに、会社で保管するようにしましょう。ときには、業務を委託している社会保険労務士が保管することもあります。

保管料金として、顧問契約の料金とは別に請求することも可能です。保管料金は、たとえば「月額1,000円」として毎月請求する場合や「年間10,000円」として、1年に1回請求する場合など、請求のしかたは自由です。金額の設定も自由ですが、本来の社会保険労務士の業務（1号業務、2号業務、3号業務）ではないことから、月額1,000

事務センター長	副事務センター長	グループ長	担当者
所長	副所長	課長	

※督促	年	月	日
※回収	年	月	日

健康保険被保険者証回収不能・減失届

被保険者証の記号・番号		八王 7ヨウ		番号	4
被保険者であった者の氏名・住所		安田 恵心		住所	多摩市豊ヶ丘 9-8-7
被扶養者番号	氏名	生年月日	性別	続柄	高年齢者証 交付 返納
00	安田 恵心	470330	男1. 女2.	本人	有 無
	(氏)	年 月 日			被保険者証を返納できない理由
	(名)				退職後、電話で「敬回復促した が連絡がとれなくなり、返 却できなかった。
	(氏)				
	(名)				
	(氏)				
	(名)				
	(氏)				
	(名)				
	(氏)				
	(名)				
	(氏)				

回収不能等の対象者

上記の者について、被保険者証(高年齢受給者証)が回収不能であるため届出します。なお、被保険者証を回収したときは、ただちに返納します。

平成 26 年 1 月 6 日

事業所所在地 東京都八王子市南大沢 8-8-8
 事業所名称 医療法人財団 榎入会 あいまい内科クリニック
 事業主氏名 理事長 相川 潤一

※ この届は被保険者証を返納できない場合に提出します。
 ※ 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。

受付印